

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 軽石義則

- 1 日時
平成31年3月19日（火曜日）
午前10時開会、午後2時16分散会
（休憩 午前11時55分～午後1時2分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
軽石義則委員長、川村伸浩副委員長、田村誠委員、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、
千葉伝委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員、樋下正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、小志戸前担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
高橋秘書広報室長、上和野副室長兼首席調査監、小國統括調査監、
藤澤秘書課総括課長、佐々木広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
佐藤企画理事兼総務部長、熊谷副部長兼総務室長、佐々木総合防災室長、
山崎参事兼管財課総括課長、松村特命参事兼行政経営課長、今入札課長、
佐藤人事課総括課長、臼井財政課総括課長、松本法務学事課総括課長、
武蔵私学・情報公開課長、横道税務課総括課長、西島防災危機管理監、
栗澤防災消防課長、中野総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
白水政策地域部長、
鈴木理事兼副部長兼地域振興室長兼三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、
佐々木理事兼科学I L C推進室長、小野副部長兼政策推進室長、
伊勢参事兼調査統計課総括課長、
小野寺参事兼三陸防災復興プロジェクト2019推進室総括プロジェクト推進監、
押切国際室長、箱石交通政策室長、岩渕政策監、竹澤評価課長、滝山調整監、
小原市町村課総括課長、藤田情報政策課総括課長、菅原地域振興監、
竹花県北沿岸振興課長、和田ふるさと振興監、酒井地域連携推進監、

渡辺地域交通課長、土井尻空港振興課長

(4) 復興局

佐々木復興局長、千葉技監兼副局長、森副局長、佐々木復興推進課総括課長、
和村まちづくり再生課総括課長、小原産業再生課総括課長、
工藤生活再建課総括課長

(5) 人事委員会事務局

菊池人事委員会事務局長、蛇口参事兼職員課総括課長

(6) 警察本部

高石警務部長、吉田参事官兼警務課長、中村参事兼会計課長、
小田島参事官兼生活安全企画課長、阿部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

- ア 議案第23号 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例
- イ 議案第24号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第25号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- エ 議案第26号 会計年度任用職員の給与等に関する条例
- オ 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- カ 議案第27号 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- キ 議案第31号 岩手県産業廃棄物条例の一部を改正する条例
- ク 議案第40号 東日本大震災津波伝承館条例
- ケ 議案第72号 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- コ 議案第76号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

- ア 受理番号第83号 2019年10月からの消費税10%中止を求める請願
- イ 受理番号第84号 沖縄県民投票の結果を踏まえ、辺野古埋め立て工事を中止し、沖縄県と誠意を持って協議を行うよう政府に求める請願

(3) その他

- ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**軽石義則委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 23 号岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**今入札課長** 議案第 23 号岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 3 ページをお開き願います。なお、御説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例案の概要により、御説明をさせていただきます。

1 の改正の趣旨についてでございますが、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の庶務を総務部から出納局に移管しようとするものであります。

2 に条例案の内容についてでございますが、県営建設工事の請負契約の制度に係る事務を総務部総務室から出納局に設置いたします総務課に移管することに伴い、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例第 10 条に規定いたします岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の庶務を総務部から出納局に移管するよう改正しようとするものであります。

3 の施行期日についてでございますが、平成 31 年 4 月 1 日からの施行とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原市町村課総括課長 議案第 24 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 4 ページをお開き願います。なお、内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成 12 年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けて、同年に岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例として施行したものでございます。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず 1、改正の趣旨でございますが、自立支援医療費の支給認定等に係る事務を新たに市町村が処理することとする等の所要の改正をしようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容でございますが、大きく四つの改正内容がございまして、表の順番に御説明申し上げます。

まず、（1）でございますが、新たに事務を市町村へ権限移譲するものとしまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給認定等に関する事務を全市町村に移譲しようとするものでございます。

次に、（2）でございますが、新たに事務を市へ権限移譲するものとしまして、土壤汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出の受理等に関する事務を宮古市、花巻市及び北上市に、医療法施行規則に基づく医師が速やかに診療を行う体制の確保の認定に関する事務を盛岡市に移譲しようとするものでございます。

次に、（3）でございますが、これまで移譲実績のある事務に関し、平成 31 年度から新たに処理しようとする市町村を追加しようとするものでございまして、社会教育法に基づく社会教育主事の資格の認定に関する事務を紫波町に、屋外広告物法に基づく条例に違反した広告物の除去等の措置又は措置の命令若しくは委任等に関する事務を陸前高田市に移譲しようとするものでございます。

最後に、（4）のその他でございますが、条例で引用している条項の修正など、所要の整備を行おうとするものでございます。

次に、3、施行期日等でございますが、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。ただし、表 2 のほうの改正部分につきましては、陸前高田市で整備予定である屋外広告物条例の施行期日に合わせ、同年 7 月 1 日から施行しようとするものでございます。あわせて権限移譲に伴う所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤人事課総括課長** 議案第 25 号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 10 ページをお開き願います。なお、説明につきましては、便宜、お手元に配付しております議案第 25 号条例案の概要により説明をさせていただきます。

1 の改正の趣旨及び 2 の条例案の内容についてであります。諸般の情勢に鑑み、教育長が職務のため旅行したときの旅費の額を資料に記載のとおり改めようとするものであります。具体的には、現在教育長に支給する旅費につきましては、行政職 10 級職相当の職員と同じ取り扱いとしているところがございますが、今般教育長の旅費について、他県との均衡という観点から知事、副知事と同じ取り扱いとするものでございます。

この改正による具体的な変更点といたしましては、旅費の金額が増額されますほか、外国旅行におけるグリーン車の利用及び外国旅行におけるビジネスクラスの利用が可能となるものであります。

3 の施行期日等についてであります。公布の日から施行しようとするともに、所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号会計年度任用職員の給与等に関する条例及び議案第 73 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤人事課総括課長** 議案第 26 号会計年度任用職員の給与等に関する条例及び議案第 73 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして一括して御説明申し上げます。一括説明いたしますことから、説明が少々長くなりますこととお許し願います。

先に会計年度任用職員の給与等に関する条例の内容から御説明申し上げます。議案(その 2)の 12 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第 26 号の条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の制定の趣旨についてであります。地方公務員法等の規定により、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めようとするものであります。この会計年度任用職員でございますが、臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして 2020 年度から新たに導入される一般職の非常勤職員でありまして、その給与、勤務時間等の勤務条件は条例で定める必要があるため、今回これらの事項について規定をいたします条例を新たに制定しようとするものであります。

なお、本県におきましては、現在任用しております臨時、非常勤職員がついている職のほとんどが、この会計年度任用職員に属するものと見込んでおります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。まずこの会計年度任用職員は、1 週間の勤務時間が常勤の職員より短い第 1 号会計年度任用職員と 1 週間の勤務時間が常勤の職員と同じである第 2 号会計年度任用職員に分類されます。

条例では、第 1 条で条例の趣旨を、第 2 条で支給する給与の種類を規定しており、この第 2 条では、会計年度任用職員に対し、給料、通勤手当、期末手当等の各種手当、またはこれに相当する報酬を支給することとしております。

第 3 条から第 17 条までの各条では、第 1 号会計年度任用職員の報酬、各種手当に相当する報酬について規定しており、これについては、常勤の職員の例によることとしております。

第 18 条、第 19 条では、第 2 号会計年度任用職員の給料、各種手当等について規定しており、これについては常勤の職員の例によることとしております。

次に、第 20 条から第 22 条におきましては、会計年度任用職員の期末手当について規

定しており、その支給率等については、常勤の職員と同様とするものであります。

第 23 条、第 24 条では、会計年度任用職員の給料等の支給方法及び休職した場合の給料について常勤の職員の例によることとしております。

第 25 条、第 26 条では、第 1 号会計年度任用職員に支給する費用弁償について規定しており、通勤手当に相当する費用弁償、旅費に相当する費用弁償とも、それぞれ常勤の職員の例によることとしております。

第 27 条、第 28 条では、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇について規定しており、勤務時間につきましては、常勤の職員の例によることとするほか、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇等の各種休暇を付与することとするものであります。

なお、休暇の日数等の詳細につきましては、常勤の職員と同様に人事委員会規則で定めようとするものであります。

第 29 条では、技能職員等である会計年度任用職員の給与について、常勤の技能職員等と同様、条例で給与の種類を定め、その基準については知事が定めることとするものであります。

本則の最後になりますが、第 30 条において、この条例の施行に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとしております。

ただいま御説明をいたしました会計年度任用職員の勤務条件等につきましては、資料のおめくりいただいて 2 ページ目の上のほうの参考の表のところでございますが、こちらに第 1 号及び第 2 号会計年度任用職員ごとに表のとおり整理をしているところがございます。

3 の施行期日等についてであります。この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

改正条例の施行は、来年 4 月でございますが、施行までの間に各種のシステム改修や職員の募集事務等がございますので、今議会に条例提案するものであります。

また、会計年度任用職員制度の創設等に関連して、附則のところの、施行期日等のところの 3 の (2) のアからウまでに掲げる条例につきまして、所要の整備を行うものであります。

続きまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。議案 (その 2) の 186 ページをお開き願います。説明に当たりましては、お手元に配付しております議案第 73 号の条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1 の制定の趣旨についてであります。会計年度任用職員制度の創設のため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、資料中 2 に記載する条例について関連規定を整備しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。まず第 1 条の職員の分限についての手続及び効果に関する条例ですが、休職期間の上限について、常勤の職員については 3

年間とされておりますが、会計年度任用職員については、任期の範囲内とするものであります。

第2条の職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例ですが、減給処分につきまして、常勤の職員については、給料及び地域手当の合計額が基礎とされておりますが、第1号会計年度任用職員については、報酬及び地域手当に相当する報酬の合計額を基礎とするものであります。

第3条の岩手県職員定数条例は、地方公務員法の改正に伴う条項ずれの整備をするものであります。

第4条の職員の退職手当に関する条例ですが、第2号会計年度任用職員につきまして、12月を超えて引き続いて任用される場合には、退職手当の支給対象とするほか、第2号会計年度任用職員から常勤職員となった場合の勤続期間の計算等、必要な事項を規定しようとするものであります。

また、退職手当につきましては、この整備条例の附則において、経過措置といたしまして、国の例に準じて当分の間、引き続いて任用される期間が6月を超えて12月以下の場合に、本則の2分の1の額を支給することとしております。

第5条の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び第6条の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例は、地方公務員法の改正に伴う文言整理を行うものであります。

第7条の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ですが、毎年度公表する職員の任免状況や人事評価の状況等、各種の人事行政の運営状況について、第2号会計年度任用職員を公表の対象に含めることとするものであります。

3の施行期日等についてであります。この条例は、平成32年4月1日から施行するとともに、先ほど申し上げました退職手当の所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** この会計年度任用職員ということで、今まで臨時、非常勤職員の方々の身分が不安定で、地方公務員法を適用するのか、労働基準法を適用するのか曖昧なところがあったわけですが、今度は整備されるということになっておりますし、それから今県が条例化をするということで、今度は市町村がこれを全部見習う形になると思いますので、少し詳しくお聞きしたいのですけれども、条例案だけを見ると、詳しい内容がわからない。規則に委ねるところが多いというか、人事委員会規則で定めるところがほとんどですので、実態的にはどうなるのかということをお聞きできればと思っております。

それで、まず第1号会計年度任用職員、第2号会計年度任用職員とあるわけですが、短時間勤務、それから常勤職員と同じ勤務で第1号、第2号に分かれるわけですが、対象者数は、大体どの程度になると把握しておられるでしょうか。

それから、あとは賃金水準なのですけれども、この主任級格付というのが結構難しいことになるのではないかと考えておりますが、各任命権者で決定するという方向になるのでしょうかけれども、この賃金水準の決定の基本的な考え方はどうなのかというところをお聞きできればと思います。

それから、次は諸手当のことなのですけれども、期末手当が常勤の職員と同じようになるということで、1.3カ月ずつ2回となるのでしょうかけれども、勤勉手当はどうなるのか。一般の職員であれば、期末勤勉手当、セットになっているわけですがけれども、勤勉手当はないということで、それで同一賃金と言えるのかどうかということをお聞きします。

それから、あと休暇制度ですけれども、常勤の職員と同じようにするとありますが、特別休暇などで有給にするべきもの、無給にするべきものとか、まだ詳しく示されていないところもあるようなのですけれども、休暇制度の取り扱いの基本的な考え方を伺います。

あともう一点は、再任用ですが、これは今までだとやはり継続して雇用できないということで、例えば1カ月休ませたり、二、三日休ませたりということで、契約を1回切って、また同じ人を雇用してきたりしたわけですがけれども、そういうことが今度はなくなるということなのだと考えておりますけれども、その再度任用するときの能力を実証するというか、再度任用するときのその考え方というか、それはどういうふうになるのか。その人事評価というのはこの方々にも適用されるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○佐藤人事課総括課長 5点ほど質問いただいたかと思っております。

まず最初に、会計年度任用職員の対象者という点でございます。現在の臨時、非常勤職員の任用数について、まず申し上げますと、平成30年4月時点におきまして、臨時的任用職員の数が、これ知事部局になりますけれども553人、それから非常勤職員の数が1,573人、合計いたしますと2,126人となっております。これがどの程度会計年度任用職員に移行になるかという点につきましては、先ほど説明のところでも申し上げましたが、現在臨時、非常勤の職を占めている方は、ほとんどが移行していくと考えておりますが、やはり今後職務の内容ですとか、対象者の数ですとか、そういったところの具体的な検討をしていかなければなりませんので、現時点で確定的な数字は申し上げられない状況でございます。

それから、賃金水準の点も御質問いただきました。こちらにつきましても、やはり担う業務の内容によりまして、一概に申し上げられないところがございますけれども、基本的には類似の常勤の職員の給与水準、これとの均衡をきちんと図っていくという観点で決定されていくと考えておりまして、詳細部分につきましては、総務省から示されたマニュアル等に基づいて適切に対応していきたいと考えております。

それから、3点目、諸手当の関係でございます。期末手当のほかに勤勉手当がどうな

るのかということでございましたが、今回先ほどの表にも整理しておりますけれども、勤勉手当は支給の対象とはなっておりません。

それから、休暇関係でございます。こちらにつきましても、やはり常勤の職員との均衡を図って対応していくということで、まだ詳細部分、決定はしておらないところでございますが、やはり特に本県の場合、震災対応等での人員の確保、マンパワーの確保もございますので、そういった観点も十分踏まえた上で勤務条件、休暇等の整備にも努めていきたいと考えております。

それから、最後になりますが、再任用といえますか、再度任用という点になるかと思えます。会計年度任用職員につきましては、任期がそのように定まっているわけですが、任期ごとに客観的な能力実証に基づいて当該職に従事する十分な能力を持った者を任用することが求められている。その点、国の通知等においても示されております。そして、任期の終了後、再度同一の職務内容の職に任用されることはあり得るとなっておりまして、この再度の任用する場合は、やはり客観的な評価のようなものが必要になってくると考えております。

○佐藤ケイ子委員 県がこういうふうに先に立って条例化をするということについて、県内の市町村も大きく影響しますので、細かい処遇の関係などについては、職員団体とのしっかりとした協議を経て進めていただくものと思っておりますが、どうぞよろしくお願い致します。

それで、あとはスケジュールの関係なのですが、平成31年度に募集をかけていくということなのですが、正規の職員の採用のスケジュールと、こちらの会計年度任用職員の採用のスケジュールがどうなっていくのかということをお伺いします。

それから、あとは財源の問題であります。やはり幾らかでも処遇がアップするわけですから、財源をかなり用意しなければならないということでもあります。どれくらいの予算増を図らなければならない状況なのか、また国の財政措置はどういうふうな方向になっているのか、お示しいただければと思います。

○佐藤人事課総括課長 まず、スケジュールの件でございます。今回の会計年度任用職員のスケジュールで、条例案が通ったという前提で申し上げますと、制度の詳細につきましては、来年度の前半で人事委員会規則ですとか、各任命権者における要綱を定める。この中で具体的な任用勤務条件を確定していく必要があると思います。その上で、秋口には職員の募集を開始したいと考えているところでございます。

正規の職員は、通常の試験採用につきましては、例年4月等で募集要項ができて、そして募集開始して、6月試験を行って、大体今のところだと、8月中ぐらいには採用内定までしているというようなスケジュール感になっているかと思います。

それから、2点目の財源といえますか、所要額の話でございます。この部分につきましては、やはり任用される職員の個々の勤務条件、これが幅があると申しますか、変動がありますので、現段階で全体の具体的な算出はちょっと難しいところがございますけ

れども、先ほども御説明申し上げました支給が可能となります期末手当について申し上げますと、平成 29 年度に任用いたしました臨時、非常勤職員をそのまま会計年度任用職員として任用した場合の費用を試算しましたところ、普通会計ベースで約 7.4 億円と見込んでいるところでございます。

財政措置につきましては、これまでも国会審議等の中でも政府から地方財政措置についてしっかり検討していくという答弁がございましたので、県としましては、全国知事会等を通じて必要な財源措置が図られるように国に対応を求めていきたいと考えております。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 27 号職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤人事課総括課長** 議案第 27 号職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 22 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第 27 号の条例案の概要により説明をさせていただきます。

1 の改正の趣旨及び 2 の条例案の内容についてであります。学校教育法の一部改正に伴い、資料に記載をしております二つの条例において、引用している条文について条項ずれが生じたことから、所要の整備をしようとするものであります。

この学校教育法の一部改正でございますが、専門職業人の養成を目的といたします新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度を設ける内容のものであり、平成 29 年 5 月に公布されまして、平成 31 年 4 月 1 日から施行されるものであります。

3 の施行期日についてであります。平成 31 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第31号岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**横道税務課総括課長** 議案第31号岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案（その2）の30ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきますが、説明に入ります前に資料の訂正がございます。配付資料は3枚物でございますが、3ページ目、中ほどに黒地で4、今後の方向性というものがございしますが、その下5行目、（条例の一部改正案については、ということで始まる一文がございますけれども、この一行は削除されるべきものでございますので、削除をお願いいたします。

それでは、1枚目に戻っていただきまして説明をさせていただきます。産業廃棄物税につきましては、産業廃棄物の排出抑制を図るため、最終処分場への産業廃棄物の搬入量に応じて課税する制度となっており、法定外目的税として導入しているものでございます。条例では、前回の一部改正条例の施行後5年を目途といたしまして、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、今年度がその5年目に当たっております。

改正の趣旨及び条例案の内容でございます。引き続き現行の税制度を継続することといたしまして、この条例の施行後5年を目途として、岩手県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加えることとしようとするものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、2ページ目、岩手県産業廃棄物税条例の施行状況の検討結果と今後の取り扱いについてという資料でございますが、これは排出抑制の状況等について環境生活部とともに取りまとめたものでございまして、内容的には昨年12月に当委員会でお配りして御説明しているものでございます。

内容につきまして、改めて御説明申し上げます。1の税の概要でございますが、1ト

ンにつき 1,000 円の税率で最終処分場への搬入時に課税するものでございます。

2の産業廃棄物の排出抑制の状況でございますが、産業廃棄物の排出量は、次のページ、3ページでございますが、表1、棒グラフのほうでございますが、東日本大震災津波以降増加傾向にございましたが、平成25年度を境に減少傾向にございます。また、表2、折れ線グラフのほうでございますが、平成23年度以降再生利用率は、排出量の増減に合わせまして60%以上で推移しておりますけれども、最終処分率はほぼ3%で推移しております。これらの状況から、契機変動にかかわらず再生利用が可能なものは再生利用され、それが困難な場合に最終処分されていることがうかがわれ、最終処分量の抑制に一定程度の効果があるものと考えているところでございます。

次に、税財源の活用状況でございますが、この条例の制定時から環境生活部におきまして、循環型地域社会形成推進事業を創設し、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、その他産業廃棄物の適正処分に係る施策を展開しているところでございます。主な事業といたしましては、産業・地域ゼロエミッション推進事業といたしまして、事業者の創意工夫を生かした産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の取り組みが推進されているところでございます。

最後に、4の今後の方向性でございますが、箱囲みに3点記載しておりまして、産業廃棄物税による最終処分量を抑制していくこと、税収を活用して排出抑制等の施策を重点的に展開していくこと、また北東北三県で歩調を合わせて施策を展開していくことが必要であるという観点を踏まえまして、引き続き税制度を維持することが適切と考えておるところでございます。前回と同様、各種施策の効果などを検討する観点から、5年後における施行状況の検討と必要に応じた措置を講ずる旨の規定を条例に設けるといふことで、このたび議案を提出させていただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**飯澤匡委員** ただいま説明をいただきまして、一定程度理解は私もしておりますが、その活用について、ちょっと、これはどうかと思うのですけれども、この排出抑制等に取り組む事業者に対する支援とあります。これは、具体的にどういうことをやっているのでしょうか。

それから、27道府県で導入されていますが、その税率についてどれぐらいの幅があるのか。また、この27道府県では、何らかの特徴的な導入をされている背景があると思うのですが、どのように分析されているかお知らせください。

○**横道税務課総括課長** 排出抑制の取り組みですけれども、排出抑制等に取り組む事業者への補助ということで、例えば製造業でございますと、工業用クロムメッキ液の再利用あるいは半導体製造において使用する硫酸等の排出抑制の確保など、そういった企業での取り組みであります。それから、農林水産業ですと、もみ殻のハウス暖房の燃料利用でありますとか、家畜ふん尿の堆肥化など、そういった仕組みがつけられる方法を開発するとい

ったものに補助をする取り組みでございます。

それから、税率でございますけれども、最終処分場に搬入する段階で1トン当たり1,000円というのが27団体で共通して1,000円となっております。ただ、岩手県、青森県、秋田県、北東北3県では、最終処分場に搬入する段階で課税するということですが、導入団体によっては中間処理施設に、例えば焼却のために持ち込むところで課税をするという仕組みをとっているところがございます。そういったところは、中間処理施設への搬入の段階で1トン当たり800円の課税をしているところがございます。そういった団体でも、灰になって最終処分場に持ち込まれる段階では、1トン当たり1,000円の課税になるものでございます。

それから、27団体の状況でございますけれども、大きく分けまして三つに分けられております。岩手県を含む北東北3県の最終処分場に持ち込む段階で、数量にかかわらず全量課税するというタイプ、それから先ほども申し上げましたけれども、最終処分場の前の段階で課税をする方法をとっているところもあります。その違いは、2段階で異なる税率を課税するということになりまして、その分徴税コストがかかるというデメリットも出ることもございまして、それで選択が分かれるということでございます。

それから、もう一つ、三つ目の方式としては、最終処分場における特別徴収ということで、その経営者といいますか、設置者に税の徴収をかわりにしていただいて県に納入していただくという方法をメインにする団体と、それとは別に排出する事業者が自分の排出量に応じて申告納付をする。途中で誰かが徴収をかけながらいくというパターンもございます。そういった三つのパターンに分かれております。岩手県では、先ほど御答弁申し上げているような方法でございますけれども、それは北東北三県で共通の制度を導入するというので検討した結果、現在の形になっているものでございます。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第40号東日本大震災津波伝承館条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**和村まちづくり再生課総括課長** 議案第40号東日本大震災津波伝承館条例について御

説明申し上げます。

議案（その2）の84ページをお開き願います。説明につきましては、別途お手元に配付しております議案説明資料により進めさせていただきます。議案説明資料の1ページをお開き願います。

初めに、制定の趣旨でございますが、東日本大震災津波の教訓を伝承するとともに、東日本大震災津波の発災から復興に至るまでの状況を国内外に発信するため、公の施設として東日本大震災津波伝承館を設置することとし、その設置及び管理について条例を制定しようとするものでございます。

次に、条例案の内容の説明の前に、伝承館の概要について御説明申し上げます。説明資料の2、条例の適用範囲の表及びその上の館内図をごらん願います。伝承館は、高田松原津波復興祈念公園内に再建される道の駅高田松原の中に設置しようとするものであります。

伝承館の展示は、伝承館棟のゾーン0から3まで及び物販棟のゾーン4において行いますが、ゾーン0及び4については、国や市との共用スペースとなっておりますので、県単独で管理を行うゾーン1から3までを公の施設とし、東日本大震災津波伝承館とするものであります。

次に、議案説明資料2ページをお開き願います。条例案の内容について御説明申し上げます。本条例は、伝承館の設置趣旨を明確に記述するため、前文を置くものであります。第1条は、陸前高田市に東日本大震災津波伝承館を設置することについて定めるものであります。第2条以降につきましては、行為の許可、禁止行為、許可の取消し等について定めるものであります。

次に、施行期日についてですが、東日本大震災津波伝承館は、ラグビーワールドカップ2019釜石開催前の開館を予定しておりますが、現時点で開館日を確定しない時点にあるため、別途定める規則において規定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**飯澤匡委員** この件については、前回も私もその入館料については質問しましたし、それから予算特別委員会でも質問されておりました。そこで、道の駅に併設ということなのですが、現在の道の駅の利用者は、月どれぐらいなのか。そのうち、どれぐらいが東日本大震災津波伝承館を利用すると想定しているのか、想定している数をお知らせ願います。

それから、第2点は、協定に基づいて県が伝承館を設置し、管理を行うと。予算特別委員会でも議論がありましたが、その管理費について、年間どれぐらいと見込んでいて、どのような財源を充てるのか、ちょっと失念をしてしまいましたので、確認をさせていただきます。

○**和村まちづくり再生課総括課長** まず先に、道の駅の入場者数についてでございますが、この場所につきましては、震災前とかなり状況が変わっていること、また道路等につま

してもまだ完全に復旧していないことから、今現在では入館者、入場者数について想定できない、難しいと考えております。

次に、管理費につきましては、年間1億3,000万円程度を想定しております。これにつきましては、一般財源を主としておりますが、そのほかに入館した方からの寄附ですとか、あとふるさと納税を使いました寄附などを想定しております。

○飯澤匡委員 震災前から状況は変わっているというけれども、もう8年たっているわけです。今後アクセス等については、いろいろ整備をされて三陸沿岸道路が中心になるのですが、ある程度これ予測しておかないと。管理費などは、何人来館をして、どれぐらいの管理費がかかるかというのは、大体見積もりますよね、普通。大体何人来るということを見積もれば、何年後のいろいろな老朽化、破損も考えられるし、これは人数に大体比例していくわけですよね。想定していないというわけではないと思うのです。ないというのは、ちょっとおかしいと思います。もう一度お願いします。

○和村まちづくり再生課総括課長 入館者の想定につきましては、来年度以降は、当然今年の入館者等の状況を見ながら来年度以降の維持管理について計画を立てる必要があることから算定したいと考えておりますけれども、初年度につきましては、大変申しわけございませんが、想定しづらいといえますか、なかなかできないことから想定しておりません。

○飯澤匡委員 大体こういう記念館とか文化館であるとか、そういうものを県立で建てる場合は、大体想定するのではないですか、何人ぐらいというのは。ざくっとでいいです、ざくっと。細かく何百人なんて数字を要求していませんから、それぐらいは想定しているでしょう。何人ぐらい訪れて、そうなるこっちのルートからは三陸沿岸道路から何人ぐらいおりののだろうと、そういうことも想像して物事を図っていかないと。陸前高田市への接続の部分でいろいろな課題がありますから。本当に想定していないのですか。

○和村まちづくり再生課総括課長 入館者数の目標値ということではございませんけれども、有料とした場合の入館料のコストですとか試算をするに当たりまして、大都市からのアクセスがかなり劣ること、また自動車が主な交通手段であることなど、環境が類似している中越メモリアル回廊を参考にしております。中越メモリアル回廊は、長岡市の長岡震災アーカイブセンターきおくみらいなど数カ所で構成されておまして、平成27年度の入館者数は、四つの施設合計で約8万3,000人と聞いております。

○飯澤匡委員 何だか建てればよいというような考え方ですよね。かなり不安です。

あと1億3,000万円という管理費、これも県費から出すということですから、それなりの効果を狙うと。効果を狙うということは、何に波及するかということではないですか。何に波及してどれだけの効果が生まれるのかというのは、後で客観的にそういう評価をするわけでしょうが、そういった県費を充てることに対する説明責任が必要です。これのやはり根拠がないと、なかなか我々も、はい、わかりましたとは言えないわけです。局長、そこら辺どういう過程を経て、今の時点で想定していないと言えるのか。局長からそういう言葉が出れば、それで私は了とします。

○佐々木復興局長 東日本大震災津波伝承館の入館者の見込み等についてでありますけれども、県議会の本会議あるいは特別委員会等でも御説明したところでもあります。この施設については、道の駅の中に併設されるということで、陸前高田市が運営いたします物販、飲食の施設、我々の伝承館、それから道の駅ということでありますので、トイレのみの利用で立ち寄る方もいらっしゃるかもしれません。そういった方々にできるだけ多く、少しの時間でも伝承館をのぞいていただいて、そしてその展示内容を見てリピートで訪れていただきたいということを目的としております。

そういった中でさまざまな発信、教訓等の発信を行って、国内外の方々に東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の取り組みを御理解いただき、今後の防災力の強化につなげていただきたいということが基本でございます。

あわせて、この伝承館を三陸のゲートウェイ施設と位置づけておりますので、ここを訪れ、そこから沿岸各地あるいは岩手県の内陸部にも訪れるよう活用していただきたいと考えております。

○飯澤匡委員 聞いたことだけ教えてください。では、震災前どれぐらい利用しているのですか、道の駅は。それぐらいは把握しているでしょう。だって、ちゃんと言ったのだもの。震災後は状況が変わっているからということでしょうから、震災前はどれぐらい利用しているのですか。大体僕だったら、震災前これぐらいだから、最初は何%ぐらいかなと、プラスアルファ三陸沿岸道路とか道路アクセスでプラス何%ぐらいかなというように考えます。普通これはやりますよね。大体震災前はどれぐらい利用しているのですか。

○和村まちづくり再生課総括課長 震災前でございますけれども、高田松原の公園全体として、利用客は100万人前後でございますが、道の駅そのものの数といたしましては、申しわけありませんが、把握しておりません。

○飯澤匡委員 把握していない。質問はいいです。

○工藤大輔委員 今回の道の駅の関係、飯澤委員の質問に対して把握していないという答弁なのですが、これは市と、この建物の設計、建設、また運営について協議してきたと思いますが、把握していないということは、まず私から見てもあり得ない話だと思います。どのぐらいの施設であったのか、そして内容はどうだったのか。そして次につくるものがどの程度のものなのかを考えるということにおいても、やはり震災前の建物とか施設の状況というのは十分わかった上で、だからこういう施設をつくるのだということがやはりあるのだと思いますけれども、市との協議は、どうやってきたのですか。

○和村まちづくり再生課総括課長 この施設につきましては、国や市と協議していますが、計画当初から、もちろん市とも会いまして、今後のまちづくりの中でどのような施設が必要かということで議論して計画をつくってまいりました。

○工藤大輔委員 なので、そういう協議をしていたのであれば、状況だとか、あとは建物の利用、スタートして以降どういった計画でどの程度進んでいくかというものも当然把握していないと、協議をやったことにならないと思うのです。なので、どういった協議をし

てきたのですかということを知ったのであって、協議をやってきたという答えを聞きたくて聞いているのではないので、もう少し具体的に説明してください。

○和村まちづくり再生課総括課長 東日本大震災津波伝承館につきましては、平成 26 年 5 月に震災津波伝承まちづくりプロジェクトチームを県が課内に設置いたしました。その後平成 27 年 6 月から整備条件、施設の場所、役割分担について協議しておりました。その後平成 27 年 8 月に高田松原津波復興祈念公園震災津波伝承施設検討委員会を設置いたしました。その中で基本計画をとりまとめました。その後パブリックコメントの意見などを通しまして、現在の計画となっております。

○工藤大輔委員 この施設をつくり、スタートさせますよね、入館者は大体どれくらいかは、推測をしなければ、今回この管理方法の中にある議会でも議論になってきた入館料について、これ無料にすることの積算根拠がわからないと思うのです。全体としてどのぐらいの人が来て、そして実際に入館料を取った場合に、どのぐらいの方が中に入ってどのぐらいの収入となるのか、それに対して経費はどのぐらいかかるかということが積算根拠になるはずなのです。それらについては、どのように根拠とされたのですか。

○和村まちづくり再生課総括課長 入館料ですとか、その入館料に係るコストにつきましては、先ほど申し上げましたが、新潟県長岡市にごございます中越メモリアル回廊、こちらの人数 8 万 3,000 人を参考といたしまして、それから入館料ですとか、それらに係るコストは積算しております。

○工藤大輔委員 では、その数値で示してください。

○和村まちづくり再生課総括課長 国内の類似施設の入館料を参考といたしまして、大人は約 500 円、高校生以下を無料と想定いたしまして計算しております。先ほど申しました中越メモリアル回廊の 8 万 3,000 人をもとにいたしまして、有料化に伴う入館者の減少を約 50%と試算し、8 万 3,000 人から有料にできる人数を 4 万 1,500 人と算定しております。そのことから、学生ですとか子供の人数につきましては、兵庫県にごございます人と防災未来センターの入館データを加味いたしまして、最終的に 865 万円の入館料と算出されております。

○工藤大輔委員 865 万円というと、初年度で、これは大体年数的にどういうふうに推移していくかということも試算しているかお示してください。

○和村まちづくり再生課総括課長 先ほど答弁漏れがございました。865 万円の入館料に対しまして、コストにつきましては 765 万円と考えております。あと、その年度の推移につきましては、来年度の開館の状況を見ながら考えていきたいと思っております。

○工藤大輔委員 確かに議会でもそのような答弁があったと思います。たしか記憶しているのは、大体収入 800 万円台あると、それに対して経費が 800 万円ぐらいだと、だから差し引きするとゼロなので、徴収しない、無料にするということで、その数字についての考え方はわかるのですが、基本的に最初からそのような答弁をいただければよかったなと思いますし、たしか魅力を継続するために、展示の見直しも計画されているということ

です。今後どのようなスパンでどのような予算をかけながら、この展示の見直しを行っているのか、お伺いします。

○和村まちづくり再生課総括課長 軽微なりニューアルにつきましては、1億3,000万円の中からの捻出を考えております。そのほか約5年から10年をかけまして、それぞれ1億円程度と見込んでいると考えております。

○工藤大輔委員 内容については、各震災遺構を伝えたり、あとは被災位置を伝えたり、あとはまちづくりを伝えたりもしながら、その時々に応じて、魅力を維持できるように努めていただきたいと思いますし、最後にこの建物に国、県、市の部分が入っているので、この建物の一般管理のそれぞれの割合が決まっているのか。あとは、建物に何か改修する際の国、県、市の負担の割合等、それについて最後にお聞きします。

○和村まちづくり再生課総括課長 国、市、県の管理料につきましては、その施設の占有面積によって按分しております。大体県の方は3割程度と考えております。

建築につきましては、国の所有物となっておりますので、もし仮に建物を改修する場合には、国が全額負担することになっております。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○飯澤匡委員 今回の条例は、東日本大震災津波伝承館の設置及び管理に関する条例ですが、非常に根拠が薄いということは指摘をさせていただいて、賛成はしますけれども、今後の運営については、本当にこれだけの経費をかけて管理する価値があるのかどうか、しっかり議会としてもこれは監視をしていかないと。その効果についても、これは設置している復興局が、今そういうことになっていきますけれども、しっかり費用をかけた分だけ、どのような波及効果があったのかということをね。ちょっとやりとりを聞いていても、市側とどれだけ詰めて話をしているかという経過についても非常に怪しいと思う部分もあります。これから議会としてもしっかり監視をしていかないと。私のうちからも近いから、しょっちゅう行かせてもらいます。

○軽石義則委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第72号市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日

及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第 72 号市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 183 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第 72 号の条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。いわゆる働き方改革関連法によりまして、民間事業所での時間外労働の上限設定などを受けまして、国家公務員において超過勤務命令の上限が定められることから、本県につきましても、この国の例に準じて正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例において、国の例に準じて超過勤務命令の上限などに関し必要な事項を人事委員会規則で定めようとするものであります。

なお、参考までに国の人事院規則で定められました国家公務員における超過勤務命令の上限を申し上げますと、3 点ございまして、原則は 1 カ月 45 時間、1 年 360 時間、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等、業務の量や時期が各府省の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署に勤務する職員にあっては、1 カ月 100 時間未満、1 年 720 時間などとされておりまして、さらに大規模な災害への対処等、公務上真にやむを得ない場合には、これらの上限を超えることができるといこととされておりまして、この場合には、各府省の長が事後的に検証することとされておりまして、

最後に、3 の施行期日についてであります。平成 31 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○軽石義則委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 超過勤務の関係でありますけれども、通常は月 45 時間以内、それから他律的業務というのですか、100 時間未満のようですけれども、県にあって他律的業務は、議会対応とか予算編成とか、震災対応とかさまざまあるかと思えます。今までも 100 時間を超えて勤務することがあった、特別な事情でそういうこともあったはずでありますけれども、今の超過勤務の状況はどのようになっているかお知らせください。

○佐藤人事課総括課長 県職員の場合、現在の県職員で 100 時間超えといいますか、そういった勤務の状況という点でございます。

平成 29 年度の知事部局の超過勤務の実績で申し上げたいと思います。先ほど他律的な業務の比重が高い部署における上限の 100 時間あるいは年間 720 時間と御説明申し上げましたけれども、平成 29 年度の実績としまして、年間 720 時間を超えて超過勤務をする職員、これは実数でございますが、62 人、それから単月、1 月 100 時間以上の超過勤務を行った

職員が実数で92人、それからちょっと細かい点で申し上げますと、2カ月連続で月80時間を超える超過勤務を行った職員が実数で106人、それから月45時間超えの超過勤務を6月を超えて行った職員が164人となっております、今申し上げました四つのいずれかに該当する職員で申し上げますと、実数233人となっております。

○佐藤ケイ子委員 今度は、制限をしっかりとっておこうとなるわけですがけれども、合理的な勤務時間を把握する手段とか、それから時間外を減らしていくためにどのように対応しようとしているのか。職員の欠員もあるようですし、なかなか大変な状況だと思っておりますけれども、実効力ある対策はどうされようとしているのかお尋ねします。

○佐藤人事課総括課長 まず、勤務時間の把握という点でございます。もう一つやはり働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の中で健康管理の観点から客観的な労働時間の把握というものが義務づけをされているところでございます。県としまして、これに対応するために現在勤務時間管理システムがございまして、この改修をいたしまして、出勤する場合はこれにログインすることで出勤時刻をカウントしまして、退庁する際には退庁ボタンを今のシステムに付与することによって、出退勤の時間を確認するというのを来年度の4月からスタートするように準備を進めているところでございます。

なお、この部分につきましては、通常の超過勤務とはまた別で、あくまで管理者が、超過勤務時間の確認の補完のための手段として用いることとしておりまして、超過勤務時間そのものにつきましては、従来どおりのシステムにより対応していくこととしております。

それから、超過勤務縮減に向けた取り組みでございますが、これまでもやはり超過勤務命令の事前命令、それから事後確認の徹底、あるいは定時退庁日を設けたりということも行っていました。さらに、今年度はワーク・ライフ・バランスシートを全庁に導入したり、さらには強化月間というようなものを昨年8月から設定して、部局ごとに働き方改革推進員を設けて、各所属の実情に応じての取り組みを進めてきたところであります。今後におきましても、やはり今回の上限の設定あるいは先ほど申し上げました勤務時間の客観的な把握、こういった新たな取り組みを加えながら、引き続きやはり働き方改革、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 76 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**松村特命参事兼行政経営課長** 議案第 76 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 197 ページをお願いいたします。この議案の趣旨は、平成 31 年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的でございますが、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告の提出を受けるものでございます。

2、契約の期間の始期は、平成 31 年 4 月 1 日とするものでございます。

なお、契約の終期につきましては、同法第 252 条の 36 第 6 項の規定によりまして、毎会計年度の末日とされております。

次に、3、契約金額及び 4、費用の支払い方法についてでございますが、相手方へ支払う額は、監査の結果に関する報告の提出を受けた後に、実際に監査に要した日数等に応じて精算の上支払うものでございまして、現時点において確定させることは困難なものでございます。このため、昨年度の契約に対して支出しました、御提案いたしました監査費用に基づく 1,303 万 5,130 円をもって上限額とし、費用の支払いについては、監査の結果に関する報告の提出を受けた後に実績を精査した上で支払うものでございます。ただし、必要があると認めるときは概算払いをするものとし、監査費用の額の確定後に精算するものでございます。

最後に、5、契約の相手方について御説明させていただきます。契約の相手方は、公認会計士の山崎愛子氏でございます。山崎氏は、平成 28 年 12 月に公募により選任した方でありまして、今年度の包括外部監査におきましては、子ども・子育てに関する財務事務の執行・管理についてをテーマに、公認会計士としての幅広い知見やすぐれた専門性を生かして監査を行っていると思われ、認められますことから、引き続き契約をしようとするものでございます。

山崎氏の履歴につきましては、お手元に配付をさせていただいております契約予定者の履歴により詳細をごらんいただきたいと思います。主な略歴を申し上げますと、平成 13 年に A S G 監査法人に入社、中央青山監査法人、有限責任監査法人トーマツでの勤務を経て、平成 23 年から山崎公認会計士事務所を主宰しておられます。同氏は、平成 28 年度まで東京都港区の包括外部監査人を務めたほか、複数の地方公共団体におきまして

包括外部監査人補助者として従事されており、外部監査業務での豊富な技術経験を有していらっしゃると思います。

なお、地方自治法第 252 条の 36 第 3 項の規定によりまして、同一の者と連続して包括外部監査契約を締結できる回数は 3 回までとなっております。山崎氏との契約締結につきまして、本議案についてお認めいただいた場合には、今回で 3 回目になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**樋下正信委員** 公募で決めているということですが、県内の公認会計士事務所の応募というのはないのか。

○**松村特命参事兼行政経営課長** まず、公募でございますが、平成 23 年度の実施から公募しておりまして、前は平成 28 年度に平成 29 年からの監査について公募したところでございますが、全部で 5 人の方の応募がございました。その中で 1 名の方が県内在住の方でございましたけれども、内部の委員会で検討したところで、残念ながらその方については包括外部監査人として選任されなかったところでございます。

○**樋下正信委員** できれば地元の方を採用したほうがいいと思います。

○**松村特命参事兼行政経営課長** 地元の公認会計士の方も過去にお二人ほど、これは平成 11 年度から包括外部監査しておりますが、なかなか県内で公認会計士を取得している方の数が少ないということもございまして、平成 23 年度から公募を実施しておりますので、その後は県内の応募者、それから県外からの応募者も含めて選考しているところでございます。

○**工藤大輔委員** これまでの契約金額の上限額について、おおよそ金額結構ですので、導入以降がどういう数字だったのか。

それと、今回、先ほど説明では、その関係の分野について監査をしてきたという報告があったわけですが、先般の報告書の中にもその分野が深く監査されたと感じたところですが、この山崎愛子さんを選定するに当たって、特にどういった分野について深く監査をしてもらいたいとか、県の意図とか何かあるのかどうか、その点示してください。

○**松村特命参事兼行政経営課長** 選定の推移、それから県としての包括外部監査人の監査事項でございますが、包括外部監査のテーマは、基本的には監査委員の方に決定をしていただくことになっております。ただし、事前に監査委員の方々と意見交換をしながら、包括外部監査人から幾つかテーマを挙げていただき、それを監査委員と御協議いただいて、その上で最終的に決定をしているところでございますので、県として特にこれというようなことは指定はしていないところでございます。

それから、監査費用の推移でございますけれども、平成 11 年度に包括外部監査をスタートした時点で、1,600 万円余となっております。今回御提案しました金額は、今年度の契約額に消費税分をプラスしたものでございますが、この前回の額になりましたのが平

成 23 年度からで、1,280 万円で契約をしております。今回の御提案につきましては、これに消費税増額分をプラスしたものでございます。

○**工藤大輔委員** これからの選定に当たっても、特に今子ども・子育て分野の、事業費もふえていますし、体制も強化していくと。県政においても、これは本当に重要課題だと思いますし、そういった分野は我々議会のほうでも熟読させてもらうわけですけども、より財務の専門家の方の視点も取り入れながら、県政の中でも必要なテーマにおいては、相互のさまざまなチェックをしながら、より効果的な事業執行ができるように、こういった方々の活用をしていただきたいと思いますので、改めて要望して質問を終わりたいと思います。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号 83 号 2019 年 10 月からの消費税 10% 中止を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**横道税務課総括課長** 受理番号 83 号 2019 年 10 月からの消費税 10% 中止を求める請願について御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。

1 の社会保障と税の一体改革法についてでございますが、平成 24 年に公布されましたこの法律により、消費税法及び地方税法の一部改正がございまして、消費税及び地方消費税が（1）の表の平成 26 年 4 月 1 日から税率 8% になり、括弧書きとさせていただいておりますけれども、平成 27 年 10 月 1 日から 10% になるものとされております。税率 10% への引き上げに係る施行日につきましては、その後平成 27 年 10 月 1 日が、こちらも括弧書きにしておりますけれども、平成 29 年 4 月 1 日に変更され、さらに平成 31 年 10 月 1 日に変更され、現在に至っているものでございます。

（2）ですが、税率の引き上げに当たりましては、法律の附則におきまして、物価が

持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて総合的な施策の実施、その他の必要な措置を講ずるとされているところでございます。

2の国に対する要望等の状況でございますが、まず全国知事会では、国、地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を鑑みれば、消費税、地方消費税とも8%から10%への引き上げを確実に行うことが必要であるとして、あわせて軽減税率の導入につきまして、国民や中小事業者に混乱が生じないように十分周知するとともに、必要な支援に努めるべきであるとしております。

また、(2)でございますが、本県からは消費税率の引き上げによりまして、被災地の経済に落ち込みや復興のおくれを招くことがないよう、国において被災地に配慮した実効性のある対策を十分講じるよう要望しております。以上で説明を終わります。

○**軽石義則委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**川村伸浩委員** 今回の消費税アップで地方消費税が1.7%から2.2%になるわけでありまして、岩手県の地方消費税の増額分、トータルと増額分についてお知らせをお願いします。

○**横道税務課総括課長** 地方消費税の増額分等でございますが、平年度ベースでございますけれども、増収になる地方消費税そのものの、全国的な精算終了した後の額で申し上げますと118億9,475万6,000円の収入がありまして、これが増収額でいきますと119億円の増収になります。さらに、これから市町村に対する交付金、2分の1を交付しますので、県に残るのは59億円でございます。

○**川村伸浩委員** きょうまで予算特別委員会で審議をしてきましたが、平成31年度の予算には、この59億円をプラスした中での予算編成でよろしいわけですね。

○**白井財政課総括課長** 来年度の予算につきましては、本年10月から税率が引き上げられることがございますので、来年度の歳入の増としては3億8,400万円を見込んでおります。先ほど税務課総括課長からの御答弁でございました引き上げの影響が通年であらわれるのが2021年度以降を想定しておりまして、そのころには59億円程度の税収の増を見込んでいただいております。

○**関根敏伸委員** きょうまで予算特別委員会が行われていまして、そのとおり当初予算を全会一致で可決いたしましたし、私も賛成をした立場でありますし、今その中にはこの地方消費税の増収分3億数千万円が入っての予算とお聞きしました。

ただ、今回は請願陳情ということで出されているものでありますし、やはりこの部分については、7月にも予定をされております国政選挙の大きな争点の一つにもなるのだらうと思っておりますので、この請願の願意に沿って、やはり私どもの意思も明確にする必要があるかと考えておりまして、私の意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず結論から申しますと、この請願陳情に賛成の立場です。理由は数点あるのですが、まず1点目、そもそも消費税が導入された経緯は、やはり税のバランスでありますとか、今後の高齢化社会を見据えて社会保障の安定財源ということが目的で導入されたのではな

いかと承知をしております。ただ、数回にわたる税率のアップがあったわけでありますが、その都度国民的な理解を得るために歳出の徹底的な見直しということも言われておりましたし、財政の健全化も、この目的の一つに入ってきているのだらうと考えておりますが、残念ながら現状を見てきたときには、財政健全化は完全に先送りをされておりますし、歳出の徹底的な見直しに関しては、残念ながら国民的な理解を得られていないというのが、これはたび重なる世論調査で明らかになっているのではないかと考えております。

2点目は、この請願の趣旨にも入っておりますが、改めてではあります、消費税のメリット、デメリットはあると思うのですが、やはりデメリットの一つに逆進性が強いということだらうと思います。税率が高くなることによって、この逆進性が強まるということは、やはり明らかなわけでありまして、軽減税率等のいろんなことが行われているようではありますが、かえって混乱を来すのではないかと考えられます。

加えてちょうど消費税が導入されて30年たつのだらうと思っておりますが、今の消費税の税収が約17.6兆円と聞いておりますが、ここ30年間で消費税が入った一方、法人税と所得税が減税をされております。法人税と所得税の減税額が30年間で約15兆円と聞いておりますので、本来の消費税の目的ではない、ある意味税の穴埋めに使われている可能性もあるという声も聞いております。そういった部分でも国民的な理解が得られていない、そういった背景があるのではないかと思います。

それから、3点目は、やはり時期ということですが、ここにも入っているわけでありまして、政府は2度この税率改定を引き伸ばしてきたわけでありまして、やはりそこにあつたのは経済への影響、国民生活への影響ということを慎重に見定めた中で2度延長してきたわけでありまして、やはりその中には5%から8%に税率を上げたときの数十カ月にわたる国の経済の低迷ということが大きな背景にあつたのではと考えております。

今残念ながら、景気は完全に後退局面に入っていると思っておりますし、個人消費も伸びていない、実質賃金もさまざまな統計不正の問題などもあり、本当に伸びているのか疑わしいという状況、かつ岩手県はそのとおりの被災地になりますので、アベノミクスの恩恵も実質的には肌感覚では得られていないと、こういった状況であります。今税率を上げるとは、5%から8%への税率改定のとくと同じ轍を踏む可能性が非常に強いのではないかと思います。来年のオリンピックまでは、一定程度のいろんな経済を動かす好影響はあるかと思っておりますが、オリンピック終了後の経済の落ち込みは非常に憂慮される事態であります。

以上、数点申し上げましたけれども、こういった意味合いから、請願の趣旨に賛同させていただきます。

○**軽石義則委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思っております。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「反対」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**軽石義則委員長** 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号 84 号沖縄県民投票の結果を踏まえ、辺野古埋め立て工事を中止し、沖縄県と誠意を持って協議を行うよう政府に求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**熊谷副部長兼総務室長** 受理番号第 84 号沖縄県民投票の結果を踏まえ、辺野古埋め立て工事を中止し、沖縄県と誠意を持って協議を行うよう政府に求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

まず 1、県民投票条例制定の経緯でございます。地方自治法第 74 条に基づき、沖縄県民によって発案され、その制定が県に請求されたものでございます。条例制定請求に当たっては、法定署名数、これは県内有権者総数の 50 分の 1 でございますが、これを上回る 9 万 2,848 筆の署名の提出があり、沖縄県議会の議決を経て平成 30 年 10 月 31 日に、普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋め立てに対し、県民の意思を反映させるため辺野古米軍建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例が公布、施行されたものでございます。

次に、2 の県民投票の目的についてでございますが、辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例第 1 条に規定されておりますが、普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋め立てに対し、県民の意思を的確に反映させることを目的とするとされているところでございます。

次に、平成 31 年 2 月 24 日に実施されました 3 の投票結果についてですが、資料の 2 ページをごらんいただきたいと存じますが、投票資格者の総数 115 万 3,600 人、投票者数 60 万 5,396 人、投票率は 52.48%という状況でございました。

開票の結果でございますが、賛成が 11 万 4,933 票、反対が 43 万 4,273 票、どちらでもないが 5 万 2,682 票で、反対者の割合が 71.7%となったところでございます。

説明は以上でございます。

○**軽石義則委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** 私は、この請願に対して賛成の立場であります。この県民投票の意思というのは、地方自治の面でも大きく尊重されるべきだと思っておりますけれども、政府は真摯に受けとめるとか言っておられますが、現実的にはこの県民の思いを無視したような報道になっていると思っております。それで、この間の国会審議の状況を見ていると、現実的にこの辺野古の移設が可能なのかという点では、マヨネーズ状というふうに指摘される軟弱地盤があつて、それが深さは 90 メートルにも達するのではないかとされているようです。60 メートルまでの工事ならできるけれども、本当に 90 メートルまでできるの

かというような技術的な問題が今出ているようであります。そして、その費用についても政府は3,500億円以上の費用を見ているようですが、沖縄県は最大2.6兆円になるのではないかというような見方もあって、かなり年数、何年たったらこの飛行場ができるのかというような面と費用の面で非常に問題があるということでもあります。

それから、もし賛成したとしても、また地盤沈下が起きるのではないかというようなことまで言われているようです。現実的に基地の移転縮小という効果は、なかなかその効果が見られないのではないかというような記事が次々と出ているということでもあります。

そして、県民の意思を尊重するということは、やはり民主主義の基本でありますし、それから基本的人権の尊重とか、平和主義とか、そうしたものに対しても憲法の理念にも政府はちょっと反しているようなやり方をしているのではないかと私は思っております。外交は国の専属事項と言われておりますけれども、沖縄県民の民意を尊重し、そして沖縄県と政府と、それからアメリカとの協議に入っていただきたいというのが県民の意向だと思いますが、その方向に沿って進めていただきたい。今辺野古の移設工事を進めるべきではない、一度立ちどまって協議をしてほしいと私は思っております、この請願の趣旨に賛同するものであります。

○川村伸浩委員 私は、この請願につきましては反対であります。さまざまな今までの経緯があるわけでありまして、特に20年前に普天間基地が非常に危険な施設だということで、日米で全面返還をする合意を得てから20年たっているわけでありまして、やっと辺野古に新しい基地をつくることで現在進んでおりまして、やはり普天間基地をまず返還してもらわないと、世界で一番危険な状況にある基地を、まずその周辺の方々の安全をやはり最優先すべきと思っております。

そういった意味で、今回の請願、県民投票等もあったようではありますが、法的拘束力もないという中で沖縄県、そして政府とこれからもしっかりと意見交換をしていながら一日も早い辺野古への移転を完成すべきという考えで、本請願については反対をしております。

○飯澤匡委員 戦後今日まで、沖縄県民が唯一の地上戦もあったということ、これまでのさまざまな厳しい地政学的な状況の中で米軍基地で支配される面積が非常に大きいことも私も認識をしております。

今回の請願についてであります、今回まず法的拘束力ということに着目をしなければならぬと思います。事前から法的拘束力がないのだということの前提に立った県民投票でありますので、投票行動がいかなる行動であったのかということも、内容は内容として重く受けとめなければならぬと私も思っておりますけれども、これはそこら辺も十分にしんしゃくをしなければならぬと思います。

先ほど川村委員からもお話がありましたが、事の発端は、1万2,000世帯が隣接する普天間の飛行場の危険性を除去するというのが第一の、これが主眼的な目標でありまして、今回辺野古への移転については、小野寺元防衛大臣のお話を引用しますと、米軍のキャン

プ・シュワブの中に拡張するので新設ではないと。また、オスプレイを含む航空機の飛行ルートは基本的に海上を通るということで、内陸地には被害が及ぶことが想定をされないということもあわせて発言をしているわけであります。

あわせて、これはネットから引用されたものでありますけれども、沖縄県は那覇空港拡張工事でもサンゴ礁の埋め立てを進めている。また、現知事は那覇市の那覇軍港を浦添市の沿岸に移設することの自然破壊はやむを得ないと容認したことを産経新聞は報じているとされております。

したがって、この問題は非常に政治問題化されて、日本が進むべき日米安保条約に従って、これから中国の脅威が増す中でどのような体制を組むかということの我が国の安全保障上、しっかり国民としても考えていかなければならない。もちろん沖縄県民の感情を袖にすることはできませんけれども、やはり安全保障、それから外交問題については、国が専横的に国のこれからの将来を見据えてやるということが私は前提だと考えておりますので、本請願については、反対の立場をとるということになります。

それで、誠意を持って協議を行うということですが、現に投票後、安倍総理大臣と沖縄県知事はお会いをしているわけでありまして、一切政府が拒否をしている状況でもないことでもありますので、今後一層円滑に進める形でいくことを何とか希望したいというような、私は個人的なそういう思いでございます。

○**軽石義則委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**軽石義則委員長** 同数であります。よって、委員会条例第 14 条第 1 項の規定により、委員長において本請願に対する取り扱いを決定いたします。

本請願については、委員長は採択とすることといたします。

よって、本請願については採択とすることと決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、

事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**軽石義則委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。

これについて御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については、当職に御一任願ひます。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**佐藤企画理事兼総務部長** 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてをごらん願ひます。

平成31年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案が今国会に提出され、年度内の公布が見込まれております。同法律案の平成31年4月1日及び同年6月1日から施行するもののうち、早急に条例改正が必要なものにつきまして、年度末までに公布される法律の内容に応じ、年度末に専決処分をさせていただきたいと考えております。

主な改正内容は、不動産取得税について、サービス付高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅及び当該住宅の用に供する土地の取得に係る特例措置等の適用期限を延長すること。自動車取得税について、環境への負荷の少ない自動車の取得に係る税率及び課税標準の特例措置の適用期限を延長すること及び狩猟税について、有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的とする特例措置の適用期限を延長すること等でございます。この4月及び6月から施行するものにつきましては、早急に条例改正を要しますことから、国会において年度末までに成立した法律の内容に応じ、年度末に専決処分をさせていただきたいと考えております。よろしく願ひいたします。

○**渡辺地域交通課長** 岩手県地域公共交通網形成計画案について御説明申し上げます。お手元の資料、1枚物の資料になりますが、岩手県地域公共交通網形成計画（案）について

をごらん願います。

まず、1の策定趣旨についてでございますが、1月に開催されました閉会中の当委員会におきましても御説明をさせていただきましたが、本県の地域公共交通は、利用者の減少や運転士不足、補助事業の被災地特例の終了などによりまして、その維持、確保に懸念が生じているところでございます。

このため県では、昨年度有識者等によります地域公共交通活性化検討会議を開催いたしまして、基本的な考え方を取りまとめたところでございます。これを受けまして、本年度に関係法令に基づきまして、国、市町村、学識経験者、交通事業者、PTAや高齢者といった利用者の代表者なども委員となつていただきまして法定協議会を設置し、バス路線の見直しなど持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、岩手県公共交通網形成計画を策定しようとするところで準備を進めてきたところでございます。

これまで法定協議会4回、広域振興圏ごとの地域別部会、これを3回ずつ、延べ12回開催いたしまして、市町村や交通事業者、学識経験者などから意見をいただきながら計画の検討作業を行ってまいりましたが、先週3月14日に開催いたしました第4回の法定協議会におきまして、全会一致で計画案を承認いただいたところでございます。

次に、2の計画案の概要についてでございます。法定協議会で計画案を承認いただいたところでございますが、現在この計画の上位関連計画でありますいわて県民計画が県議会で御審議をいただいているところでございますから、この計画も今のところ案としていただいているところでございます。

計画期間は、今年4月から5年間。計画区域は、県全域。そして、計画の基本方針といたしましては、現状課題等を踏まえまして、箱囲みに記載の①から③の基本方針と七つの目標を設定し、将来に向かって持続可能な地域公共交通ネットワークを構築しようとするものでございまして、内容につきましては、1月の当委員会で御説明したとおりでございます。

次に、3の資料をごらんいただきたいと思います。2枚目ですが、1月の当委員会で御説明した計画案からの変更点を御説明させていただきます。2枚目の左側の一番下のところではありますが、割引制度等の公共交通利用促進策実施数の件数につきまして、市町村から追加の報告を受けたことで、現状値と目標値にそれぞれ1件追加しております。また、資料の右側の4の実施事業の(5)の二つ目の段でございますが、日常的な利用と意識醸成による利用者の増加のところの二つ目のところに、新たに日常的な利用の増加に向けた取組の事業を追加しております。これは、前回の当委員会で説明をさせていただきました後の第3回の法定協議会において出された意見をもとにこの項目を追加したものでございます。前回説明させていただきました内容からの主な変更点は、以上のとおりでございます。

1枚物の資料にお戻りいただきまして、3のパブリックコメントの実施結果でございます。1月25日から1カ月間パブリックコメントを実施したところでございますが、意

見は3点いただきました。内容といたしましては、観光客も利用しやすい環境整備や複数の公共交通事業者で活用できる企画切符に関する意見、あるいは運転士確保に対するバス事業者への支援等の意見があり、こちらについては追加で記載、あるいはもともと追加しているものもございましたので、基本的には対応ということで考えております。

4の今後のスケジュールについてでございますが、先ほども御説明いたしましたとおり、この計画の上位関連計画でありますいわて県民計画に係る県議会での審議状況を踏まえまして、3月下旬に国に計画を届け出す予定としております。県といたしましては、この計画に基づきまして、着実に事業を実施しながら公共交通の維持、確保に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**千葉伝委員** 最初に説明いただいた条例の専決処分のことですが、5番の狩猟税関係で、対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る課税免除の特例措置などと、ここの文の全部に特例措置というのがあるのですけれども、具体的に中身を教えてください。

○**横道税務課総括課長** 狩猟税関係の特例でございますが、最初の課税免除の特例措置ですけれども、対象鳥獣捕獲員と申しますのは、市町村に設置されました鳥獣被害対策実施隊の隊員で主として鳥獣の捕獲等に従事する方々でございます。課税免除ということで税負担はゼロとなっております。それから、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者でございますけれども、国が定める一定の基準に適合していると知事の認定を受けた法人のもとで認定鳥獣捕獲を行う方々でございます。これも課税免除で税負担はゼロでございます。それから、有害鳥獣許可捕獲等を行った者でございますけれども、これは狩猟者登録の申請日前1年以内に鳥獣の管理の目的で鳥獣捕獲を行った方でございます。これは税額が2分の1になるものでございます。これは、現在5年目を迎えます更新することで、さらに5年間延長ということでございます。

○**千葉伝委員** 二つ目で説明がありました岩手県地域公共交通網形成計画について、前回のこの委員会でもちょっと話をさせてもらったのと、この間の一般質問でも私また改めて質問させていただきました。いずれ今後地域公共交通を維持、確保するための県の支援策、こういうことで政策地域部長から答弁がありました。現在の公共バス路線が地域内公共交通に転換せざるを得ない場合における支援策の検討が必要ということで認識していると。それから、来年度ですか、この計画を進めるには、県、市町村、交通事業者等によるバス路線の活性化検討会を新たに設置し、バス路線ごとの利用促進策や効率的な運行など見直しの検討を行って公共バス路線の維持に取り組むとともに、新たに市町村への支援策の検討会を設置し、市町村の意向を伺いながら地域内公共交通の支援制度の検討を進めていくという答弁をいただいたところでした。それで、そういったことも踏まえながら今回示されたそれぞれの課題に対する現状、それから課題に対する方向性についていろいろと考えている部分がこの概要版に掲載されております。

前回の委員会で私はいろいろと、もちろん公共交通を使う人には、子供から、あるいは通勤、通学をする人、それとまた例えば運転免許を返納した高齢者等の、そういう交通弱者というのか、不便を感じているような人の利用と、そういったあたりの維持、確保、それから対応が必要ではないかということの話もさせていただきました。そういった中で、先ほどの検討会を開催して進めているということではありますが、質問したいのは、これは5年の計画で、その検討会で今こういう形で整理して、これを今度国に上げていくということですが、実際に今後の進め方として、5年のうちに、新しい計画の初年度のこの部分で検討会を開くとか、そういったところでどのようにこれを整理していくかと。要するにバスの路線の確保とか、あるいはそれ以外のいろんな市町村でやっているものなど、いろいろあるわけですが、そういったことを推進していくと書いているのですが、1年目にはこの検討会は何回ぐらい開いて、そしてそれを具体化させていくのか。いずれ事業者もある話ですし、予算等々財政措置とか、それから市町村の対応とか、いろいろと詰めていって一つずつ解決していく方向に行かなければならないのでしょうか、そこをどんな形でこれから検討会なりで詰めていく予定なのでしょう。

○渡辺地域交通課長 来年度以降の進め方でございますが、まず委員からお話のありました路線ごとの活性化検討会につきましては、全ての補助路線について、まず1回は開催します。その検討会には当然市町村、バス事業者、そして必要に応じて関係者をお呼びして、その路線を維持していくための利用策とかも含めて、その路線の利用者がどういった実態にあるのかというのを把握しながら、例えば本当に利用者が少ない部分は短くして国庫補助の要件を満たすような形にしていく、利用者が高齢者あるいは通学で本当に必要な路線だと、利用者はそういった方がメインでどうしても必要だとあれば、多少少なくとも維持していく方向で検討するようなことをみんなで協議していくということでございます。

あと市町村への支援策につきましては、これも委員からお話のありましたとおり、基本的な路線維持、広域バス路線を維持するという方向で検討しているのですが、先ほども申し上げましたとおり、どうしても短くする、あるいは地域内公共交通に見直しをしなければならない状況になった場合に、市町村の負担がどうしてもふえるということで、それに対する県の支援、こういった形で支援できるかからになります。それをできるだけ来年度の早い時期に検討するようにしたいと思います。その市町村の検討会は、全市町村に集まっていたのはちょっと厳しいですので、各市町村代表支部町村部から、あるいは広域振興圏から一つ、二つの市町村に出させていただきながら、当然事業者も必要に応じて参加していただいて検討したいと考えております。

○千葉伝委員 いずれ課題というのは、もう喫緊に迫っている分も、その地域、地域ではあるわけなので、今おっしゃったように、早目にその対応策を市町村なり関係のところと詰めていく。この作業が私は一番今必要なことではないかと思えます。ですから、おっしゃったように路線バス、公共交通の路線というのは100近くあるのかな。そういったことからすれば、それぞれの必要性あるいはその路線を廃止する等々、あるいは廃止しな

いで維持していくには、ではどうやって人を確保していくかということで、やはり結構かかるのではないかなと思います。一遍にすすすつとくようなものではないので、走りながら考えるのは、当然これは5年だからそれはいいのだけれども、5年たっても物事が進まないということも中にはあるかもしれないとちょっと危惧する部分があるので、早目に対策を検討する、そういったことを進めていただきたいと思います。

この計画を国に上げていきますよということですが、概要版の1枚目の右の一番上の法律制度・国の動向とあるのですが、それぞれ国もある程度新たな地域公共交通網形成計画の制度化等、あるいは道路交通法の改正に伴った免許更新の厳格化、そこの欄の一番下に、高齢者の移動手段の確保に関する検討会（検討中）とあるのですが、これは現状ではどこまで検討されているのか。

○**渡辺地域交通課長** どこまでというふうに具体的にお答えできる資料を今持ち合わせておりませんが、国においても、やはり本県だけではなくて、地域公共交通で一番の利用者が高齢者、学生で、国でもこの高齢者の移動手段確保が喫緊の課題であるということで、検討会を立ち上げて検討しているという状況でございます、その検討の状況を踏まえつつ、参考にしながら、本計画の見直しにも生かしていきたいと考えております。

○**千葉伝委員** 細かいことがまだまだあるのですけれども、今大きな観点で話を聞きました。いずれ国の動きも当然、人がどんどん減っていく、そしてまた公共交通機関も、地方に來れば来るほど大変な状況にあると。そして、岩手県は広いよと。岩手県の中でも利用率等々あります。今私の地元のところの近くをバスが走っていますが、ほとんど空で走っています。空気を運んでいる。その空気を運んだのに助成というか、お金を出している。こういうことが目の前にあるという立場からすれば、ただただバスを走らせればいいということではなくて、やはりきちんとした計画に基づいて出せるところにはきちんと財政的な措置をするし、使われないところに出すというのは、ただただ出しているとは思いませんけれども、やはりそういった有効な財政支援というのをよほど考えないと、かなり厳しい状況にあると理解しています。いかに交通弱者を運ぶか、それは市町村でも考える必要があります。

県内に33市町村のうち、そういった人を救済するための措置とか、いろいろなことをしている市町村もあると書いてあります。ほかのやっていないところに、それから本当に必要などころには、こういうやり方もあるよと。市町村からの支援も当然いただかなければいけないのでしようけれども、そういうふうなことも含めて、ぜひこの計画、5年のうちにやるとはいっても、早目に対応するところはぜひ頑張ってくださいと思いますが、担当の部長から一言。

○**白水政策地域部長** 今大変貴重な御指摘をいただいたとっております。幾つかポイントがあるかと思うのですが、やはりスピード感を持ってしっかりと進めていくということが大事ですし、それから前回12月にも御指摘いただきましたけれども、やはり高齢者を初めとしたいいわゆる交通弱者と言われる方々に対するしっかりとした政策づくりというか、

仕組みづくりということも大事でございますし、あとはやはり市町村ともしっかりと連携をしていかないといけないということでございます。

今般この計画案について御賛同いただきましたならば、来年度からしっかりと取り組んでまいりたいと思います。これは、もちろん既存の事業もありますし、今担当課長からも御説明をいたしましたけれども、新たな検討会あるいは研究会等を設けて、今後しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 まず、一つ指摘ですけれども、ただいま地域公共交通網形成計画の案の60ページ、ちょっと誤植があるので、一関市の東磐交通、これ基盤の盤になっているのです。磐井地方を冒流するような話ですよ、これは。頼みますよ、会社名間違ったらとんでもないです。これは指摘します。

まず最初に、ILCの動向ですが、先般3月17日、2カ所においてリスクコミュニケーションの会を催していただきました。大変ありがたかったと思います。ILCに関する説明会ということでやったのですが、どうも推進をしたくないといひますか、よく言えば慎重派の方々が大挙前列に押しかけてきて、冒頭から非常に不規則発言があったりして、はっきり申し上げて大原地区の、私も出ましたが、多くの今の正確な情報を知りたいと思ってきた方々に対して非常に不愉快な状況になってしまったと。これは、あるいは以前に放射性物質のを中心にお話をしたので、そういうことを想定してなったかと思うのですが、聴衆者からちょっと雰囲気が悪かったねと。江刺でも同じような状況があったようで、さすがの地元新聞もマナー違反としっかり記事にしたということがありました。今後この会の持ち方について、理事も今後、このような会を1回はくぐらなければならないと思いますし、しっかりした正確な情報をやはり地域住民の方に伝えていくということがそもそもの使命なわけですから、もう少しいろいろ研究をしてやっていただきたい。

推進をしたくない人たちがなぜ不安に思うかということについては、やはりトリチウムの最大値を一つのもとにして、その閉じ込める方策、管理に対して具体的な、やはり今の状況で設計であるとか、具体的な方策がなかなか示せない、厳重に管理するというやり方だけでは、なかなかこの解消というのは難しいのかなというような思いを感じておりました。

そういう声がだんだん強くなると、研究者の方々は、なれていないので、だんだん声が小さくなって、議会答弁になれている理事は毅然としておりましたけれども、そういうような対策といひますか、会のあり方も含めて今後正しく情報を取得したいという方々もたくさんいますから、その方々にもしっかりとそういう情報が伝えられるような会をやっていただきたいと思うのですが、これからのリスクコミュニケーションの件も含めてどういう対応の仕方を今の時点で考えているか。私が言った技術的な課題も含めて、その点考え方を示していただきたいと思います。

○佐々木理事兼科学ILC推進室長 委員がお話しになったとおり、地域との意見交換、

対話は極めて重要だと認識しております。3月17日に行われたKEKとの専門的な解説セミナーにおいても、KEK側も初めてある意味専門的な説明をしたわけなのですが、こういった機会はできるだけふやすべき、専門的なことも説明に行きましょうというようなことで、ちょうど飯澤委員が御指摘のような空気といたしますか、いろんな状況も想定されますので、いろいろなやり方があるだろうということから、KEKの専門家の方々がどう説明したらいいかを含め、開催の持ち方もタウンミーティングのようなことをするのか、あるいは連絡企画会議のようなメンバーを決めた定期的な交換をするのか、いろいろな意見が今出ておまして、理解が深まるように努めていきたいと思っております。

やはり住民の不安は、できるだけ払拭するような形で、クリアな形で安全対策が見えるような形で説明ができるのか、そんな方向に進めていければと思っております。

○飯澤匡委員 私もいろいろな意見の多様性はもちろん認めますが、ただ一方的な説明の仕方ではよくないと思うわけです。ただ、やはりここは科学的にいろいろな根拠を示して、例えばトリチウムの危険性についても、今回は非常にKEKの西野先生に詳しく説明していただいたので、私はわかりやすかったのですが、そもそも立ち位置が違うので、どうにもならないのもあると思います。今後工夫していただきたいと思います。

次、IGRについてですが、本年度の決算見込みについてお知らせしていただきたい。社長がかわって、その経営方針といたしますか、いろいろ通常ベースに戻ったと。今までちょっと異常だったと思うのですが、今年度の決算見込みについてお知らせをしていただきたいし、今議会でUR（独立行政法人都市再生機構）からの取得議案ありますね。これがIGRの決算上、どのような影響を受けるのか。それもわかっている範囲でお知らせいただきたいと思います。

○渡辺地域交通課長 まず、先ほどの地域公共交通網形成計画の御指摘、大変失礼いたしました。この部分も含めて再度、当たり前ですが、チェックをして誤字脱字、誤植がないようにいたします。

それとIGRの決算見込みでございます。平成30年度の決算見通しについてでございますが、公表されている直近の数字は、12月に開催されました取締役会時点での金額になりますので、そちらで御了承いただきたいと思いますが、その時点では6,524万4,000円の黒字でございます。平成30年度はJRによる寝台特急の臨時運行や、東北絆まつり等の効果に加えまして、旅客運用収入の増収があったものの、営業損益が1億5,300万円ほどの損失で、営業外収支も含め、経常損益は1億4,800万円余の損失となっております。ただ、先ほど委員からお話がありました特別利益として青山地区に建設予定の県営災害公営住宅の建設に伴う用地売却収入、こちらがまだ契約はされていないのですが、2億5,000万円程度と聞いております。そういった収入があることで当期平成30年度は黒字の見込み、先ほど申し上げました12月時点では6,500万円ほどの黒字でございます。

IGRでは、用地売却収入をできるだけ有効に使えるようにということで、施設が大分古くなっておりますので、そちらの修繕費等に充てる等しながら、有効に使うことで

取り組んでいると聞いております。

○飯澤匡委員 今経常損益で損失が1億4,800万円と、これはかなり重大な状況ですよ。今回の特別な用地売却収入がなければ赤字になっていたわけです。来年度以降非常に経営状況が安定性を欠くというところが見えてくるわけですから、いずれ政策地域部長も取締役になっていきますよ。しっかりそこら辺は会議の中で指摘をしながら軌道に乗せていただくように。三陸鉄道に関しても、今後一貫開通しますけれども、決して楽観できる経営状況ではないわけですから、この点しっかり将来を見据えてやっていかなければならないと思っております。

それから、最後に、3.11から8年ということで、この間予算特別委員会の商工労働観光部の審査でも質問ありましたし、それからテレビ報道でもグループ補助金の償還期が近づいてきて、大変厳しい状況が報道されました。NHKでは宝来館のおかみさんの話が出ていましたけれども、大変金策に苦慮されているという状況が出て、今後そのようなことが起きるのだらうと思います。また、新聞報道でも、やはり今しかできませんよという形で背中を押されて補助金をもらったが、震災後7年、8年たっても、離れてしまったマーケットはなかなか戻ってこないし、それから働く従業員もなかなか確保できないとありました。こういう二重苦な状況にあっている中で、今後やはり被災地自治体を取り巻く経済環境も非常に憂慮されるわけです。

その点、商工労働観光部については、できる限りの支援をしたいという旨の発言がありましたが、復興局として、復興局だけではないと思っておりますけれども、このグループ補助金の償還期に当たる、そしてその返済に苦慮している方々に対して、しっかり地域に残ってやっている方々、貴重な方々ですから、どのように支援していくのか。支援という言葉は適切だと思うけれども、その点についてはどのような考え方であるのかお示しをいただきたいと思っております。

○小原産業再生課総括課長 まず、なりわいの再生の関係でございますけれども、グループ補助金については、最大で20年間の返済期間で最大で5年据え置きできますけれども、それがもう切れて返せないことで条件変更等を行っている方がふえてきているのは、商工観光労働部からもいろいろ聞いているところでございます。グループ補助金の条件変更とありますけれども、最大の20年というのは変えられない制度となっております。20年の中で返していくということなので、今返せないとすれば、割り算が後ろに倒れていくだけで、どんどん後ろの返済は大変になってくるけれども、とりあえず今の額を減らすというような変更しかできないのが現行制度なので、とりあえず今償還猶予はするけれども、後ろにおくられた返済を、ではこれから返していけるのかと非常に心配になっている方々も多いのは、これは承知しているところでございます。

私どもは、復興局で持っている事業はそんなにいっぱいはないというか、今年度であればさんりくチャレンジ推進事業、来年からなりわい再生ということで、新たな取り組みをチャレンジする方に対する支援等の事業もございますので、そちらのほうは進めていきます

けれども、あとは商工観光労働部とも連携しながら、グループ補助金で困っている方々に対する新たな施策等、ではどういうことを考えていけばいいかということについては、今ある事業は今ある事業で進めつつも、またそれ以外のことを考えていきたいと思います。あとは今まで被災事業所復興状況調査をしておりまして、グループ補助金を利用された方々の調査についても、東北経済産業局で毎年アンケート調査をしておりますが、こちらでも今年度、産業再生課で当県の分のデータをいろいろ分析したりしておりますので、来年以降も、どういう施策がいいかというのを引き続き考えてまいりたいと思っております。

○飯澤匡委員 通常の場合でも経営品質を向上させるための特別な利率を補填するいろんなメニューがあるわけですが、なかなか使いづらいのです。今回は、私もテレビ報道を見て、非常に切なく思いました。確かに今課長がおっしゃったように、お尻が延びていくだけで、その返済額が少なくなっていくわけではないので、これは単なる先延ばしということだけなのです。ついては、県としても意向の調査等もすることは大事ですけれども、行けば行ったで県は何してくれるのだというような話は絶対返ってくるので、そのところをあわせてどういう相談機能と、それからその調査をする方々も本当に心を砕いてお話をする姿勢をしていかないと、その行政に対する不信感みたいなものを逆に持たれても大変ですので、丁寧にやっていく必要があると思えます。

今回は昭和の三陸津波と違って、経済が衰退していく中で、人口もどんどん減っていく、働き手も減っていくという中で起きた震災でしたから、なかなか震災当時については、今の事業を何とか再生をするという形の気持ちを折れさせないようにと、そういう意味では非常に有効だったかもしれませんが、こういう現況を見ると、非常に切なく思うわけです。したがって、借りたものは返さなければならないというのは、そのとおり経済の原則に従ってやるわけですが、いろいろないずれ支援策も考えてやっていく必要があると思うのですが、その点について局長に聞いて終わりにします。

○佐々木復興局長 なりわいの再生についての御提言、御指摘でございました。確かに被災してグループ補助金で再建した企業が、今補助裏の資金の分の償還期に入ってきてなかなか厳しいのは、私もテレビの報道は見ましたし、そういった事例があることも多くなっているという聞いております。

一方では、そのグループ補助金を使って震災前よりも業績を伸ばしている企業も確かにあります。異業種との交流だったり、あるいは販路を独自に開拓して、従来と違う形で販売して、それで反響を呼んで非常に売り上げを伸ばしている企業もあることも承知しております。行政としての支援になりますと、やはり新商品開発への支援なり、商談会の開催、あるいは異業種との交流会といった場面の設定が多くなってくるわけでありましてけれども、そういったことをいろいろ組み合わせながら、そしてまた行政のみならず商工団体と連携した支援が大事だと思っておりますので、これまで以上に地元の商工団体との連携も深めながら、それぞれの企業に合った形での支援を今後も力を入れていきたいと思っております。

○樋下正信委員 交通事故についてお聞きしたいと思います。今月 10 日の午後 3 時ごろ、盛岡市東安庭の国道 396 号で、普通自動車だと思いますが、乗用車とバイクが衝突して、バイクの方が重症を負ったという記事があります。実は、このバイクに乗っていた方のお父さんが私の知り合いというようなこともあったのですけれども、それはそれとして、この状況を教えてほしいと思います。どういう事故の状況なのか。

○阿部参事官兼交通企画課長 本件事項については、まだ捜査中の事故でありますので、具体的なことは申し上げられませんけれども、3 月 10 日、盛岡市東安庭の国道 396 号、片側 2 車線、全部で 4 車線の道路でございます。そこで北進中の普通乗用自動車は右折をする際に、南進をしてきた自動二輪車、これと右折、直進の事故を起こしまして、バイクの方が右上腕部の骨折という被害を受けた事故でございます。

○樋下正信委員 私もそれとなくそういうふうな話は聞いておりました。そこで現地なのですけれども、今片側 2 車線の両方で 4 車線の道路ということでございました。そこに中央分離帯が設置してあるのです。その中央分離帯がところどころ自動車が右折できるようにあいているというか、実は私もきのう行って見てきたのですけれども、あいておりました。その前後には、大きな交差点とか、大きく中央分離帯のあいているところがあるのです。ですので、この事故があった場所のような狭いあけ方というか、中央分離帯を今のような状態でいいのかどうかをぜひ見直ししていただきたい。でないと、車は右折できるところ、標識もなく右折できるようなところであれば、右折したくなるわけですし、直進で来た人と今回のような事故が起きたということになったと思うのです。県内にそういう場所がどの程度あるのかわかりませんが、その辺のところの見直しといいますか、そういうことは考えられないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○阿部参事官兼交通企画課長 中央分離帯の切れ目の閉鎖に関してでございますが、道路を新しくつくる場合には、道路管理者から道路法に基づく協議を受けております。片側 2 車線の道路では、可能な限り中央分離帯の設置を申し入れているところでございます。現場の交差点につきましては、協議記録がなくて不明ですけれども、中央分離帯の設置につきましては、地域住民の合意が得られなかったほか、地域住民の要望があって開口部、これを設置したものと思われま。

開口部の閉鎖につきましては、道路構造物の変更となりますので、道路管理者での住民の方への御説明や県の聴取が必要になると存じます。警察といたしましては、交通事故での発生状況から開口部の閉鎖が望ましいと考えられる場合には、道路管理者に開口部の閉鎖について働きかけを行っているところです。

今回重症事故が発生しておりますので、開口部の閉鎖についても検討いただくように道路管理者には申し入れをしたいと考えております。

なお、開口部が県内にいかほどあるのかにつきましては、申しわけございません、把握しておりませんので、お答えできかねます。今後も道路管理者と連携をいたしまして、安全で円滑な通行を図り、交通事故防止対策をとってまいりたいと思います。

○樋下正信委員 ぜひそのように道路管理者、県土整備部だと思っておりますけれども、協議をしていただきながら、さっきも言いましたけれども、前後に広い開口というかありますので、そういうところはぜひ、ここの場所に限らずそういうふうな形で進めていただくようにお願いしたいと思います。

○工藤大輔委員 財政的なことでちょっとお伺いしたいのですけれども、予算特別委員会が終了しました。そしてまた、新しい総合計画の審議も終了し、これが承認されたという中で、それぞれの委員会の中でも将来の財政の見通しというところが大きく議論になったと思います。今後10年間の計画を進める上で、耐用年数が迫っているような施設等も、これは計算すればはっきりしますし、どういったものを建て直し、どういったものを長寿命化させるような計画としていくのかどうか。これらについては、新しい総合計画がスタートするわけですから、はっきり提示をしながら、県とすれば大体こういった分野については、このぐらい考えているのだと、あるいはやらなければいけないものについては、これぐらいやらなければいけないという必要性を感じているのだとか、そういったことを示しながら、中期財政見通し等と一体となって将来の県の財政、そして必要な施設あるいは適正な県財政の規模を提示しながら、議会にやはり諮っていくべきではないかと思っているのですけれども、まずその考えについてお伺いします。

○白井財政課総括課長 今後の財政見通しについての御指摘でございます。予算特別委員会の中でも財政見通しのあり方等について議会からさまざまな御意見を頂戴したところでございます。私どもは今回総合計画と、それに付随したアクションプランに合わせての中期財政見通しの策定をさせていただいております。例年は2年間、本年度を加えて3年間でやっておったものではございますけれども、今回はアクションプランに合わせて4年間ということで、今年度合わせて5年間で作成をさせていただいたところでございます。やはり中期的、長期的な視点での財政は極めて重要だと思っております。そういった中で、予算特別委員会の中でも答弁申し上げたところでございますが、なかなかマクロ、地方財政制度のあり方とか、あとは復興財源のあり方とか、そういったところが私どもの知見だけではなかなか読みにくいところもあります。これは、恐らく社会情勢の中でも変わってくる部分であると思っておりますので、そういう意味で歳入まで含めた財政見通しを長期的につくるのは少し難しい、正確性との関係で難しいと思っておりますのでございます。

一方で、工藤委員御指摘のとおり、例えばインフラなどの維持管理費であったり、そういったものについては、見込める部分がありますし、今後どういった大規模な施設整備等が終わるかについても、ある程度見込める部分もあるかと思っておりますので、今財政課だけでなく、例えば公共施設等総合管理計画とか、個別施設計画とか、そういった中で見込んでいる部分もございますし、また社会保障関係の経費が増大してまいりますけれども、そういった経費についても国の試算等も踏まえて見込んでいくことで、その歳出については、適正な今後のあり方を見込みながら財政運営を行っていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 答弁されたこともよくわかるのですが、例えば個別に、一般的に耐用年

数等を見て、やらなければならない、しなければならないというものが見えていたり、あるいは例えば今度の児童相談所の関係で、宮古児童相談所は建てかえする計画を立てて設計費の予算を計上していますけれども、では盛岡にある福祉総合相談センターも議会でも指摘しましたけれども、耐用年数からいけば、そっちが古いわけです。福祉総合相談センターが数年間古いという中であって、先に宮古児童相談所を整備すると。その際に、例えば盛岡のほうが遅い理由の具体の説明も特にないわけです。どちらも必要であり、そしてまた個室化にもなっていないような状況の中で、いち早く対応しなければならないものというのがあるわけです。大体いつぐらいをめどにやらなければいけないねということぐらいは、内部でもう十分検討されているかと思うのですが、実際聞いても答えが出てくるのは、実際やると決めたときで、設計の予算を計上するときでない、皆さん方は何も言わないわけです。やるとも言わない、やらないとも言わない。必要性を考えながら検討しますと。時期を見て判断したいというぐらいであって、それが2年先なのか、5年先なのか、10年先なのか、全く見当がつかないような答えしか返ってこない。これで議会として審議をするに当たって、将来の県政を考えるに当たって十分な審議ができるのかどうかをお伺いしたいのです。

ですので、議会に対して一定限、例えば総合計画が出ているわけですから、前期、後期の中にこの程度はやらなければいけないというものについては、やはり前もって示して財源等も、全体のことも考えながら審議するものの一つとして提示するというのが皆さん方の責任ではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○**白井財政課総括課長** 委員も御指摘のとおり、特にインフラであったり、その年、その年にやるものではなくて、過去に整備した施設の将来的な維持補修関係であったり、今後見込まれる大規模施設の関係については、計画的な整備が重要と考えております。予算に関しては、毎年度の予算の中で、その時々社会情勢に応じた優先順位を問いながらやっている部分もありますので、なかなか中期的に、直ちに絶対にこの年にこれをやるというのが毎年度の予算との関係で難しい場合もございますが、委員の御指摘の計画的なインフラ整備というのが極めて重要だと思っておりますので、その中で先ほど申し上げた公共施設等総合管理計画であったり、また財政課としてもさまざまな今後見込まれる大規模施設整備について、それを計画的に行うよう各部と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

○**工藤大輔委員** 内部では、そのようにやるようには検討されていると思うのですが、議会に対してどのように説明していくかということが大事だと思うのです。やはり一定限の幅、例えば前期だと4年とか、あるいは5年、あるいはその範囲を示せないのであれば、もう少し一定限長いスパンはとっていいかと思うのですが、せめてもう少し具体の説明をしていただかないとまらないのだというふうに私は思います。

また、個別のこともそうだし、幾つも数があって、予算等についても大体のかかる額を一定限幅を持たせての説明でもいいと思うのです。こういったものをこういった規模

で建てるかというのは、これはまさに政策的なことですし、集約すれば、当然予算額も少し上がってくるのも当然ですし、また複合的にやるのだと、あるいはPFIで例えばやっていくのだということでもやはり変わってくるので、ただ一定限こういうことは必要だということで共通認識を、もう少し早い段階で執行部の皆さん方と議会は本当にこれを共有していかなければならないと思うのです。なので、ぜひそういった分野についてやっていただきたい。これについては、部長の答弁をお願いします。

○佐藤企画理事兼総務部長 今工藤委員から御指摘いただいたように、予算特別委員会の部審査でも佐々木努議員から質問があつて御答弁をさせていただきました。公共施設管理計画は、総合計画はつくっておるのですけれども、今度個別計画を平成32年までに策定することになっております。今の作成状況は、約半分、50%程度と御答弁していたと思いますけれども、大体公共施設でも、道路、河川とか港湾、そういったインフラは進んでいるのですが、まさに工藤大輔委員が御指摘のとおり箱物、特に体育施設であるとか、それから文化施設、例でいきますと県民会館であるとか、それから体育館とか、いろいろ国体を機に整備したスポーツ施設が、今耐用年数を越えようとしている時期を迎えております。

こういった中で、ここは本当に御指摘のとおり、こういった施設をどの程度抱えて、これが耐用年数を迎えているかという、そういう一覧については当然できますので、その中から今度こういった財源を活用しながら優先的に統一的に整備していくかと。その中で今般県営野球場が盛岡市と共同で整備できるとなりますと、お互い財政の負担が軽減されるという、そういった財政効果も見込まれます。そういった連携をして、その施設を、いわゆるフルセット主義で持たないで市町村と連携しながら持つということの今回は非常に画期的な例だと思いますので、そういった手法の活用であるとかということも個別具体的に検討していく必要があると思います。

そういった意味でもリストアップというのは、まさに御指摘のとおりでございますので、そこから県全体で各種施設、老朽化している施設を多く抱えておりますので、その中であとは何年後、複数長期のスパンで整備を具体化させていかなければならないことは、やはりしっかり県庁全体で政策的判断、優先度を判断しながら検討していかなければならないということは重々理解しているところでございます。

そういった意味で、この個別施設計画をつくっていく中で各部局と連携を図りながら、全庁的な視点でその整備の方向性と、それからそれに伴う単体の施設の長期見通しはつくれるわけですから、幾ら借金して、その償還年限を決めていけば、そういった財政負担の見通しはつくれますので、あとはいわゆるこういった財源や、整備手法を活用するか、そういった視点と組み合わせながら、そういう長期の視点でもって、全庁的な視点でもって検討を進めていく。それは議員の皆様方からもいろいろと提案等いただきながら進めていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 確かにいわて国体開催のときのスポーツ関連施設は、まさにそのとおりでありますし、そういった整備等をわかりやすく、またどうするのかということも次の

時代も踏まえて、こういう施設のあり方を早く提唱してもらいながら、議会といい審議ができればと思います。

また、今回の予算特別委員会の県土整備部の審査の中でありましたが、やはり公共事業の適正な額がどのぐらいなのかというのは、これはやはり皆さん関心があるところだと思います。例えば東日本大震災津波の復旧復興事業は宮古以北のほう、例えばうちの地元もそうなのですが、大体終わっていると。そういった中で公共事業費はどうなっていくのかというところが、やはり心配をすることで、震災前は公共事業は少なかった。そういった中で農業であったり他の分野の事業を模索する取り組みもありました。これからであれば、福祉だとかさまざまな分野に展開するなどいろいろなやり方もあるかと思いますが、やはり公共事業費がどのぐらいになっていくのかというのを、例えば広域振興圏単位でも同水準だとか、あるいは5%、10%、このぐらい下がっていくのだとか大体のところも示していただきたいと思うのです。

白井さんは、予算特別委員会の部局審査に出たので、審議の中身を十分聞いたと思いますが、県土整備部長の答弁では、必要な額を確保したいと。投資額、事業額を確保すると。担当部がそう言っているわけですが、では県の全体の政策判断だとか財政運営の中で、その方針がどのように共有されているのかということと、見通しをどう立てていくかというところが大事なのだと思うのです。なので、やはりそういった意味からは、総務部がきっちりそこを管理していますので、将来の公共事業は、この程度でいくということは、これも幅を持たせてもいいと思うので、示していかなければ建設関係の事業者の方々も将来設計が立たないので、その辺についてどのように考えているか。どのように示せるのかも含めてお願いします。

○佐藤企画理事兼総務部長 平成 31 年度当初予算編成に向けては、公共事業費について投資の部分、そこは5%の増という形で全庁的に政策会議、そして予算編成方針を検討する中で各部局に示して編成作業を進めてまいりました。

また、中期財政見通しのところでも普通建設事業費のうち公共事業費についても一応平成 31 年度の予算を発射台にして横置きにしております。いわゆる現状維持をしていきたいと考えております。

また、将来に向けての公共事業量の確保という視点でもってでございますけれども、実質公債費比率が平成 30 年度の決算をもって 18%を下回る見込みというようなことがあって、今後も公債費が低減していく見通しは持っております。そういった意味で、補助事業を活用した公共事業費の確保という視点も持ちつつ、その補助裏の部分は、ほとんど起債を使うわけでございますので、そうしたときに起債の償還見通し、いわゆる公債費の負担の見通しを踏まえながら、金利は幸い今低い状態でございますから、借り入れ等が有利にできる時期でもありますので、その公債費負担の将来見通しをある程度推計しながら適正な公共事業費の規模は、ある程度見通しを立てていきたいと思っております。

復興事業が落ちついてきて、通常事業のほうにシフトしていかなければならないという、

そういった視点は持っておりますので、あとはそういった実際技術的なところを申し上げれば、数字的なところをしっかりと見通しをしながら、今年度はプラスで、国の経済対策では9.1%という伸び率を発表しておりますが、今後の平成32年、次年度以降は、そういった数字の見通しを見ながら、可能であればきちんとした公共事業費の確保を図っていく財政運営を、これはしっかりしていければいいと考えております。

○工藤大輔委員 これは産業振興の観点であったり、地域の防災だとか、緊急時の対応をしていただくためだとか、地域産業の育成も含めて公共事業にかかわる建設関係の方々は、非常に大切なパートナーだと思っていますので、ぜひ財務省の、国の情報も早目早目に仕入れながら、より中期的に考えていただきたい。また必要であれば、他産業も含めて要望しなければならないだとか、前もって前もっての対応を県がとっていかなければならないと思います。平時の体制がずっと続いてきているわけではなくて、ここ何年は特別な事情があって大規模な事業の中でこなしながらもあったわけですが、これから平時というのが、どのぐらいが平時なのかというのがまだぼやけているところもあると思います。震災前が今の平時の状況として捉えるべきなのか、国でも国土強靱化ということで今後さまざまな財政措置もなされる中での、通常のベースはどのぐらいなのかということ、これらを中期的に早く示しながら、特に建設産業のまず育成も含めて捉えてやっていただきたい。ぜひ私は提示していただきたいので、内部で検討をしていただきたいと思います。

以前であれば、例えば主要三基金の適正規模というのはどのぐらいだというのは、時々々の財政の管理の仕方においてあったわけですがけれども、今現在であれば、主要三基金、適正規模をどのぐらいに見据えて、どういった理由でその規模が適正だと判断しているのかお伺いします。

○白井財政課総括課長 基金のあり方でございますが、基金につきましては、それぞれの自治体がそれぞれの財政需要、また災害であったり、さまざまなものに応じて行っているものでございまして、なかなか全国的にもこの程度が適正規模だというようなメルクマールの基準みたいなものが示されているものではございません。

ただ、岩手県におきましては、中期財政見通しでもお示しをしておりますとおり、やはり毎年度収支ギャップが生じておまして、特に御指摘の財源対策三基金については、年々減少が見込まれている状況でございます。これにつきましては、やはり投資というよりも構造的な原因によって減少し続けているというのが、ある意味財政上の課題として受けとめるべきだと思っておりますので、今ここでこれぐらいの額に向けて積み立てたいとか、これぐらいまで取り崩しても大丈夫ということは、一概には申し上げることは難しいところでございますが、少なくとも毎年度の収支ギャップに対してはしっかり問題意識を持ちながら、毎年度財政を行っていく必要があると考えております。

○工藤大輔委員 今説明されたように、基金ですから、必要なときはためますし、必要なものに対しては使っていくというのは、これは当然なので、いっぱいあるからいいだとか、少ないから悪いということでは、私も決してないのだと思います。ただ課長が答弁された

ように、通常の財源の保険のようにちょっと使われ過ぎているなというところは、やはりこれは気をつけなければいけないところだと思っていますので、ただ今の岩手県とすれば、今後、さまざま事業を詰めなければいけないものがある。復旧事業において一定限進んだものもあると。それらをさまざま差し引いても、やはりこのぐらいは必要だというのは、他の県と比較することではなくて、岩手県とすれば、将来の財政需要を考えれば、このぐらいが適正なのだと。それは、理由はこうなのだという事は、やはりなければならないのだと思うのです。なので、いずれそういったことを意識しながら、よりよい財政運営をしていただきますように要望して質問を終わりたいと思います。

○**軽石義則委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆さんには、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、調査項目については、盛岡地方気象台の防災対策における役割についてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

追って継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてでありますがお手元に配付しております平成31年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議がなしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。